

制度概要

長崎県新型コロナウイルス感染症対応資金保証（略称:コロナ）																															
目的	令和二年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的とする。																														
保証の対象 (資格要件)	<p>長崎県内に事業所等を有し、県税を完納している中小企業者であって、次の(1)から(3)のいずれかの認定を受けた中小企業者。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(セーフティネット4号)(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(注1)</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(セーフティネット5号)(注1)(注2)</p> <p>(3) 保険法第2条第6項の規定による認定(危機関連)(令和二年新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)(注1)(注3)</p> <p>注1: 保険法第3条の3の規程による特別小口保険にかかる保証を除く。 注2: 売上高等の減少を要因としないものを除く。 注3: 本制度を利用する場合は、危機関連保証制度要綱(平成29年10月25日付け20171023中庁第1号)を適用しないものとする。</p>																														
対象資金	経営の安定に必要な事業資金																														
保証条件	貸付限度額	<p>6,000万円</p> <p>保険法第2条第5項第4号ないし5号(以下「セーフティネット保証」という。)を利用する場合は、セーフティネット保証の既保証と合算して無担保保険8,000万円、普通保険2億円以内。危機関連保証を利用する場合は、危機関連保証の既保証と合算して無担保保険8,000万円、普通保険2億円以内。</p>																													
	保証期間	10年以内(うち据置5年以内)																													
	返済方法	原則として均等分割弁済。ただし、保証期間が1年以内の場合は一括弁済も可能。																													
	貸付形式	証書貸付又は手形貸付																													
	担保	無担保とする。ただし、既設定根抵当権の利用を除く。																													
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要。 また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。																													
	貸付利率	<p>年 1.30%</p> <p>貸付から3年の間に生じる利子については年0.00%(別途、県が定めた方法により補填される)。申込人が個人事業主かつ小規模企業者以外であって、かつ、認定書に記載された売上高等の減少率が15%未満のものを除く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">セーフティネット4号</th> <th colspan="3">セーフティネット5号</th> <th rowspan="2">危機関連</th> </tr> <tr> <th>A 個人事業主 且つ小規模事業者</th> <th>左記A以外で売上減少率5~15%未満</th> <th>左記A以外で売上減少率15%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付から3年</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>1.30%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>4年目以降</td> <td>1.30%</td> <td>1.30%</td> <td>1.30%</td> <td>1.30%</td> <td>1.30%</td> </tr> </tbody> </table>					区分	セーフティネット4号	セーフティネット5号			危機関連	A 個人事業主 且つ小規模事業者	左記A以外で売上減少率5~15%未満	左記A以外で売上減少率15%以上	貸付から3年	0.00%	0.00%	1.30%	0.00%	0.00%	4年目以降	1.30%	1.30%	1.30%	1.30%	1.30%				
区分	セーフティネット4号	セーフティネット5号			危機関連																										
		A 個人事業主 且つ小規模事業者	左記A以外で売上減少率5~15%未満	左記A以外で売上減少率15%以上																											
貸付から3年	0.00%	0.00%	1.30%	0.00%	0.00%																										
4年目以降	1.30%	1.30%	1.30%	1.30%	1.30%																										
保証料率	基準料率	<p>経営安定関連特例、危機関連特例のいずれも0.85%。 ただし、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%を上乗せする。(注4)</p> <p>注4: 本制度において、次の①及び②を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることにより経営者保証を免除する。 ①直近の決算書が資産超過であること ②法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>																													
	適用料率	申込人が会計参与設置会社である場合の会計割引、物的担保の提供がある場合の有担保割引は適用外とする。																													
	保証料補助	<p>セーフティネット及び危機関連の認定において、認定書に記載された売上高等の減少率が15%以上のもの、セーフティネット5号認定において申込人が個人事業主かつ小規模企業者であるものについては全額を国が補助し、それ以外のものについては2分の1を国が補助する。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助の対象外。</p> <p style="text-align: center;">括弧内は経営者保証免除対応の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">セーフティネット4号</th> <th colspan="3">セーフティネット5号</th> <th rowspan="2">危機関連</th> </tr> <tr> <th>A 個人事業主 且つ小規模事業者</th> <th>左記A以外で売上減少率5~15%未満</th> <th>左記A以外で売上減少率15%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準料率</td> <td>0.85% (1.05%)</td> <td>0.85% (1.05%)</td> <td>0.85% (1.05%)</td> <td>0.85% (1.05%)</td> <td>0.85% (1.05%)</td> </tr> <tr> <td>補助料率</td> <td>0.85% (1.05%)</td> <td>0.85% (1.05%)</td> <td>0.425% (0.525%)</td> <td>0.85% (1.05%)</td> <td>0.85% (1.05%)</td> </tr> <tr> <td>顧客負担</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.425% (0.525%)</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> </tbody> </table>				区分	セーフティネット4号	セーフティネット5号			危機関連	A 個人事業主 且つ小規模事業者	左記A以外で売上減少率5~15%未満	左記A以外で売上減少率15%以上	基準料率	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	補助料率	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	0.425% (0.525%)	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	顧客負担	0.00%	0.00%	0.425% (0.525%)	0.00%
区分	セーフティネット4号	セーフティネット5号			危機関連																										
		A 個人事業主 且つ小規模事業者	左記A以外で売上減少率5~15%未満	左記A以外で売上減少率15%以上																											
基準料率	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)																										
補助料率	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)	0.425% (0.525%)	0.85% (1.05%)	0.85% (1.05%)																										
顧客負担	0.00%	0.00%	0.425% (0.525%)	0.00%	0.00%																										
責任共有	セーフティネット保証4号及び危機関連を利用する場合は責任共有制度の対象外。 ただし、セーフティネット保証5号を利用する場合は取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象。																														
取扱金融機関	十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、長崎県医師信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫																														
申込時添付書類	<p>① 県税の納税証明書(未納がない旨のもの)</p> <p>② 経営安定関連特例(セーフティネット保証)を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項第4号または5号の規定に基づく市町長の認定書</p> <p>③ 危機関連特例を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町長の認定書</p> <p>④ 本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は経営者保証免除対応確認書</p> <p>⑤ 金融機関チェックシート</p> <p>⑥ その他協会が必要とする書類</p>																														
留意事項	<p>・本保証の取扱いは令和2年5月1日から令和3年3月31日保証申込を受け付けたもので、かつ令和3年5月31日までに融資実行されたものに限る。 ・取扱金融機関は、据置期間が1年を超える場合、据置期間中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、報告について、令和2年12月31日までは当該報告を猶予することができる。なお、取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>・次の①又は②の保証を責任共有制度の対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換えることができる。</p> <p>① 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証</p> <p>② 責任共有制度の対象となる本制度の保証</p> <p>・次に掲げる場合を除き、本制度の保証を本制度の保証で借換えることはできないものとする。</p> <p>① 責任共有制度の対象となる本制度の保証を、責任共有制度対象外(100%保証)となる本制度の保証で借換える場合</p> <p>② 法人代表者の連帯保証が付された本制度の保証を、経営者保証免除対応を適用した本制度の保証で借換える場合</p>																														
実施日	令和2年5月1日 創設 令和 3年 1月28日 最終改正(令和3年2月1日保証申込受付分より適用)																														